

選挙第 1 号

議長選挙について

議長選挙を行うものとする。

令和 7 年 8 月 1 日提出

向日市議会副議長

(参 考)

◎地方自治法（抜粋）

（議長及び副議長）

第103条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

（議長の代理及び仮議長）

第106条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

2 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

3 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

（議長及び副議長の辞職）

第108条 普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。